

(続紙 1)

京都大学	博士 (法 学)	氏名	楊 名豪
論文題目	IUU漁業と旗国主義 - 「旗国以外の国」による法執行の制度的展開-		
(論文内容の要旨)			
<p>本論文は、近時急速な展開をみせる「違法、無報告、無規制漁業」(以下「IUU漁業」)に対する国際的な規制の問題を国際法上の旗国主義の観点から検討し、とりわけ「旗国以外の国」による法執行の法的根拠にかかる論点を包括的に考察して、その法構造の全体像を明らかにしようとするものである。</p> <p>序章(公海漁業文脈における「旗国以外の国」による法執行の位置付け)で、本論文全体のねらいが示された後、第1章(IUU漁業と旗国主義の交錯)では、IUU漁業の概念とその課題が示される。IUU漁業という概念の意義は、漁業資源の乱獲に関わる現象を包括的に描き、かつ関連する行為についてある程度の類型化を行うところにあるが、IUU漁業の三つの要素の中では「無規制漁業」が法的観点からとくに注目されるのであり、地域的漁業管理機関の非加盟国の船舶に漁業資源の保存管理措置をいかにして適用するかという問題、および、そうした非加盟国船舶への適用を旗国主義といかに調整するかという問題が検討に当たっての焦点になるとする。</p> <p>第2章(IUU漁業に対応する国際漁船管理の法的枠組みの変容)では、重層的構造である公海漁業管理に関する国際法規範の歴史的発展とその旗国主義への影響および問題点を検討する。まず、旗国主義の成立と便宜置籍の問題について考察して、旗国主義を中心とする海洋法構造の限界を明らかにする。慣習法を通じて確立してきた公海自由の原則および旗国主義を背景として、国連海洋法条約は旗国の義務の強化を図ったとされるが、そこでは旗国のとるべき具体的な措置には言及されておらず、また個別の漁船の行為が当然に旗国に責任を生じさせるともいえないと指摘する。こうした問題点や限界の中に、沿岸国に一定の管轄権を付与するとともに、旗国以外の国に法執行を認める素地があったという。</p> <p>しかし、沿岸国による一方的措置については、必ずしも国際社会によって完全に受け入れられてきたとはいえず、また、IUU漁業との関連では、旗国以外の国による法執行(乗船検査と寄港国措置)について、国連海洋法条約においても具体的な規定が置かれていない。こうした法の欠缺の問題性が1990年代以降の漁業事件によって顕在化したという。その結果、国連海洋法条約の採択後、各種の地域的漁業管理機関が設立されるとともに、旗国以外の国による法執行に関する世界的な協定(1995年の国連公海漁業実施協定、2009年の寄港国措置協定)が作成され、こうして、公海漁業秩序実現のための国際的規制構造は、国連海洋法条約、世界的な協定、地域的漁業管理機関およびその加盟国の執行機関による法執行という形で重層的に構成されることになったと指摘する。それが実効的であるかは、現実における法執行の如何、とりわけ旗国が対応しない場合の旗国以外の国による法執行の如何によるとして、こうした点を次章で検討する。</p> <p>第3章(地域的漁業管理機関における「旗国以外の国」による法執行について)は、地域的漁業管理機関の枠内における旗国以外の国による法執行の制度の現状を検討す</p>			

るとともに、その限界を摘出する。第一に、地域的漁業管理機関の加盟国への適用に関する限り、旗国以外の国による法執行の制度の展開には、基本的に旗国主義から逸脱する方向は見られない。もっとも、IUU漁業対策の措置の中でも、海上乗船検査措置は旗国主義を侵害する可能性が高いので、寄港国措置の方が外国船舶に適用される措置としては望ましいとの見解を示す。第二に、地域的漁業管理機関の措置については、その非加盟国漁船への適用がIUU漁業阻止の成否を左右するともいえ、なかでも最も困難を来たすのが、地域的漁業管理機関の非加盟国であって、しかも機関の定める保存管理措置の実施への協力をも拒否する、いわゆる非加盟・非協力国の場合であるが、そうした国の船舶に保存管理措置を適用する手法としては、「推定方式」、「特定船舶の狙い撃ち」、「無差別原則」などが用いられているものの、それらの手法にはさまざまな法的問題、不安定性があることが指摘される。第三に、地域的漁業管理機関の加盟国には、「反对手続」を利用して保存管理措置を回避することが認められており、その結果としての保存管理措置適用の免除は、地域的漁業管理機関の加盟国間に不平等をもたらし、措置自体の実効性も正当性も損なうことになりかねないという。

第4章（他の分野における最近の発展）では、乗船検査と寄港国措置とに分けて、他の分野（麻薬取引、大量破壊兵器拡散、船舶起因汚染、海上労働）における制度的展開との比較検討によって、IUU漁業における旗国以外の国による法執行への示唆が得られないかについて検討する。大量破壊兵器拡散分野で採用されている「犯罪化」という手法については、違法性という前提、船舶の行為と旗国責任のリンクの困難さなどからして適切ではないとする。また、他の分野における「非加盟国船舶に対する法執行」の制度については、乗船検査における管轄権移譲規定の不明確さのゆえに、将来、紛争の原因となる恐れがあり、そのような法執行の正当性を担保するためには、管轄権の調整メカニズムを明確化し、苦情申し立てや司法的解決などの手続を整備し、法執行の透明化を図ることが重要であるとする。

以上の検討を踏まえて、終章（「旗国」と「旗国以外の国」の対立図式の止揚）では、一方的に非加盟国（の船舶のIUU漁業）を非難することよりも、むしろそうした対立の構図から抜けだして、「協力」の視座からIUU漁業問題に取り組む方が適切であると指摘する。

(続紙 2)

(論文審査の結果の要旨)

本論文は、近時急速な展開をみせる「違法、無報告、無規制漁業」(以下「IUU漁業」)に対する国際的な規制の問題を旗国主義の観点から考察したもので、とりわけ「旗国以外の国」による法執行の法的根拠にかかる論点を包括的に検討してその法構造の全体像を明らかにし、さらには制度の正当性・実効性にまで考察を進めた意欲作である。全体として、関連法制度の分析において新たな知見を提示する優れた業績であると評価することができる。

第一に、本論文は、IUU漁業として知られる漁獲活動の概念について、その起源にまで遡りながら丹念に検討することによって、その3つの要素の相互関係について緻密な分析を行い、その上で、とりわけ「無規制漁業」が法的に最も重大な問題を内包していることを説得的に論証している。法学においては、一見些細であるが法的には重大な相違に繋がりうる要素を発見し、論を展開することが極めて重要なことがあるが、本論文は、申請者がこの点において高い能力を有していることを例証するとともに、IUU漁業のうち違法ではない「無規制漁業」が法的に最も重大な問題を孕むという逆説を説得的に論ずることで、重要な問題提起を行ったものとして高く評価できる。

第二に、地域的漁業管理機関と総称される各種の機関は、今日、IUU漁業対策において中心的な役割を果たしているにも拘らず、その制度と活動内容が少なくとも我が国ではあまり知られておらず、特にその包括的な研究はいまだ行われていないのが実情である。そのような中で本論文は、そうした地域的漁業管理機関による生物資源の保存管理措置に関する膨大な資料を網羅的に渉猟し、「旗国以外の国」による法執行にかかる部分を中心に、その旗国主義との関係を法的観点から検討し、厳格な加盟条件、加盟国にのみ適用される「反対手続」、「非加盟・協力国」の制度、非加盟・非協力国に適用される「推定方式」などの存在が、保存管理措置の実効性を妨げているだけでなく、「旗国以外の国」による法執行にかかる法的問題の根本原因ともなっている点を鋭く指摘して、我が国における海洋法研究に重要な貢献をなしたといえる。

もともと、本論文に通底している、公海の秩序維持との関係における旗国主義の役割の強調が、IUU漁業問題の発生背景にある旗国による実効的取締りの欠如の問題と、どのように整合的に理解できるかについては、論文においても十分に説得的な論が提示されていない。しかしこの点については、不十分ながらも終章において「対立」から「協力」への転換という形で大枠は示されており、今後の研究においてさらに具体的な検討が進められていくことが期待される。

以上の理由により、本論文は博士(法学)の学位を授与するに相応しいものであり、かつ、学界の発展に資するところが大きく、特に優れた研究であると認められる。また、平成29年2月1日に調査委員3名が論文内容とそれに関連した試問を行った結果、合格と認めた。なお、本論文は、京都大学学位規程第14条第2項に該当するものと判断し、公表に際しては、当該論文の全文に代えてその内容を要約したものとすることを認める。